

2021年
3月

竜王町下水道事業 経営戦略

【令和3年度から令和12年度までの10年間】

滋賀県竜王町
上下水道課

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1. 経営戦略の位置付け	2
2. 計画期間	2
第2章 下水事業の現状と課題	3
1. 下水道事業の役割	3
2. 下水道事業の種類	3
3. 下水道事業の現状	3
4. 現状の分析	12
5. 下水道事業の課題	16
第3章 経営の基本方針	17
1. 基本方針	17
第4章 効率化・経営健全化の取組み	19
1. 経営基盤の強化	20
2. 投資の合理化	23
3. 危機管理体制の強化	23
第5章 投資計画	24
第6章 投資財政計画（収支計画）	25
1. 投資財政計画（収支計画）	25
2. 投資財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	25
3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や 今後算定予定の取組の概要	27
4. 投資・財政計画と年次別事業計画	29
第7章 経営戦略の進捗管理	33

第1章 経営戦略策定の趣旨

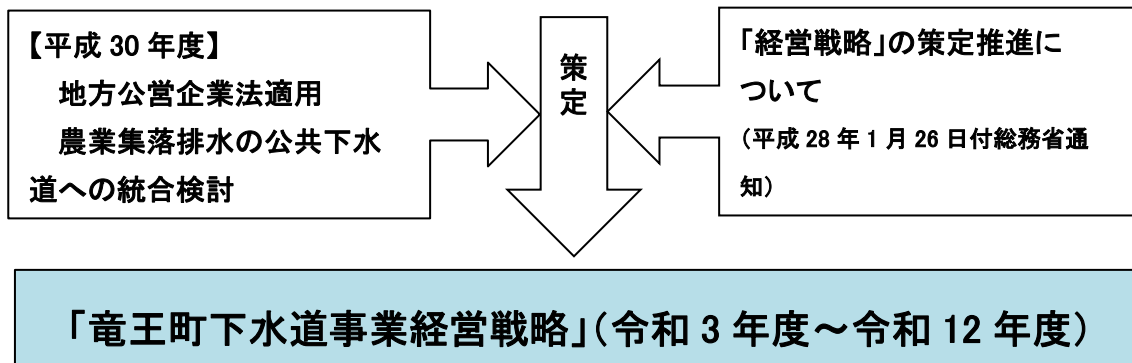
本町には、下水道事業と農業集落排水事業があります。下水道事業は、良好な水環境と快適な生活環境の確保を基本目標に整備を進め、下水道の普及率は、令和2年3月末で85.4%で、農業集落排水事業を含めると91.8%となり、下水道整備も終盤を迎えています。しかし、全国的な傾向と同様に、今後は人口減少や節水機器の普及による有収水量の減少、整備してきた下水道施設の老朽化による改築更新経費の増加が懸念されるなど、経営環境はますます厳しくなってきます。

このような情勢にあって、本町の下水道事業は、経費負担の原則のもと、より効率的な事業運営を実施するため、平成30年4月に地方公営企業法の一部適用を実施しました。

他方、国にあっては、平成21年度から平成25年度にかけて、公営企業の抜本改革（統廃合、民営化、広域的な連携等）の検討がなされ、地方公営企業会計基準の見直し、公営企業会計の適用拡大、「経営比較分析表」の公表等、公営企業の見える化への取り組みが進められてきました。さらには、平成26年8月29日付総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」の策定が要請され、平成28年1月26日付総務省通知「経営戦略の策定推進について」においては、「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進することが求められました。

「経営戦略」は、経営環境の変化に即し、本町の下水道事業の運営を将来にわたって安定的かつ持続的に進めるための指針として策定するものです。大きな社会情勢の変化に対応した実効性のある中長期的な経営の基本計画による事業運営を行うため、「経営戦略」を策定することとしました。この策定については、国の示す「経営戦略策定ガイドライン」に基づき、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とし、また、各事業のセグメントを考慮した内容が求められることから、「竜王町下水道事業経営戦略」として水道事業とは統合せずに策定するものです。

1. 経営戦略の位置づけ



2. 計画期間

令和 3 年度～令和 12 年度(10 年間)

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の役割

下水道は、町民生活の安全と都市機能を支える重要なライフラインです。家庭や事業所・工場などから排出される汚水を処理して、町民の快適な居住環境を確保するため公衆衛生の向上に努めること、また、雨水を速やかに排除して浸水被害を防ぐと共に、重要な水資源である琵琶湖や河川などの公共用水域の水質保全に貢献するため、重要な都市基盤施設として大きな役割を担っています。なお、近年では浸水対策に加え、地震などのリスクに対して被害を最小限に抑えるため、ハード面とソフト面の両面からの施策を継続的に強化していくことが求められています。

1. 汚水の排除… 衛生的で快適な生活環境の確保
2. 雨水の排除… 地表に降った雨水を河川等に速やかに排除し
浸水を防除
3. 公共用水域の水質保全…生活排水や工場排水を適切に処理し
自然環境を保全

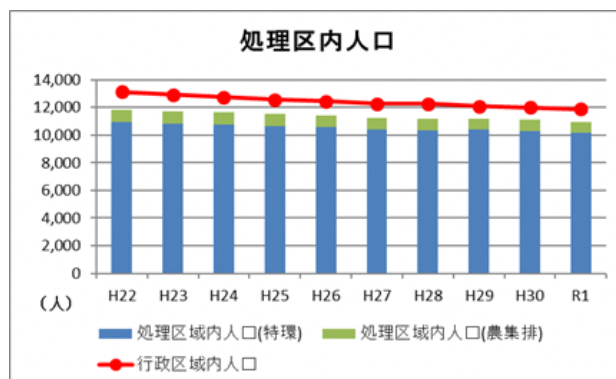
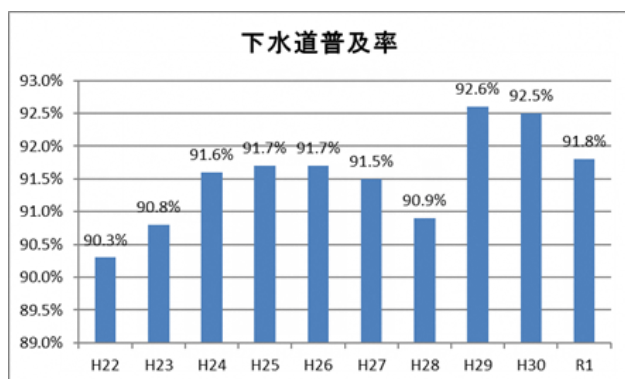
2. 下水道事業の種類

本町では、昭和 62 年度から特定環境保全公共下水道事業と農村地域の水質保全、汚水の処理を図るため山中地区、殿村地区(岩井、川守)に農業集落排水事業を着手しています。

3. 下水道事業の現状

下水道事業は、公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設であることから、町の最重点施策の1つとして積極的な整備を進めてきました。令和元年度末の下水道普及率は 85.4%で農業集落排水事業を含めると 91.8%と、全国平均 79.7%、滋賀県平均 91.1%を上回る整備状況となっており、汚水整備も終盤を迎えています。

今後は、「施設の建設」から「施設の維持管理・改築更新」の時代へと転換していきます。一層の経営の効率化を目指して、平成 30 年 4 月から地方公営企業法を一部適用していますが、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、下水道経営に欠かせない公共用水域の環境維持と、持続可能な安定した下水道事業運営の実現に取り組んでいきます。

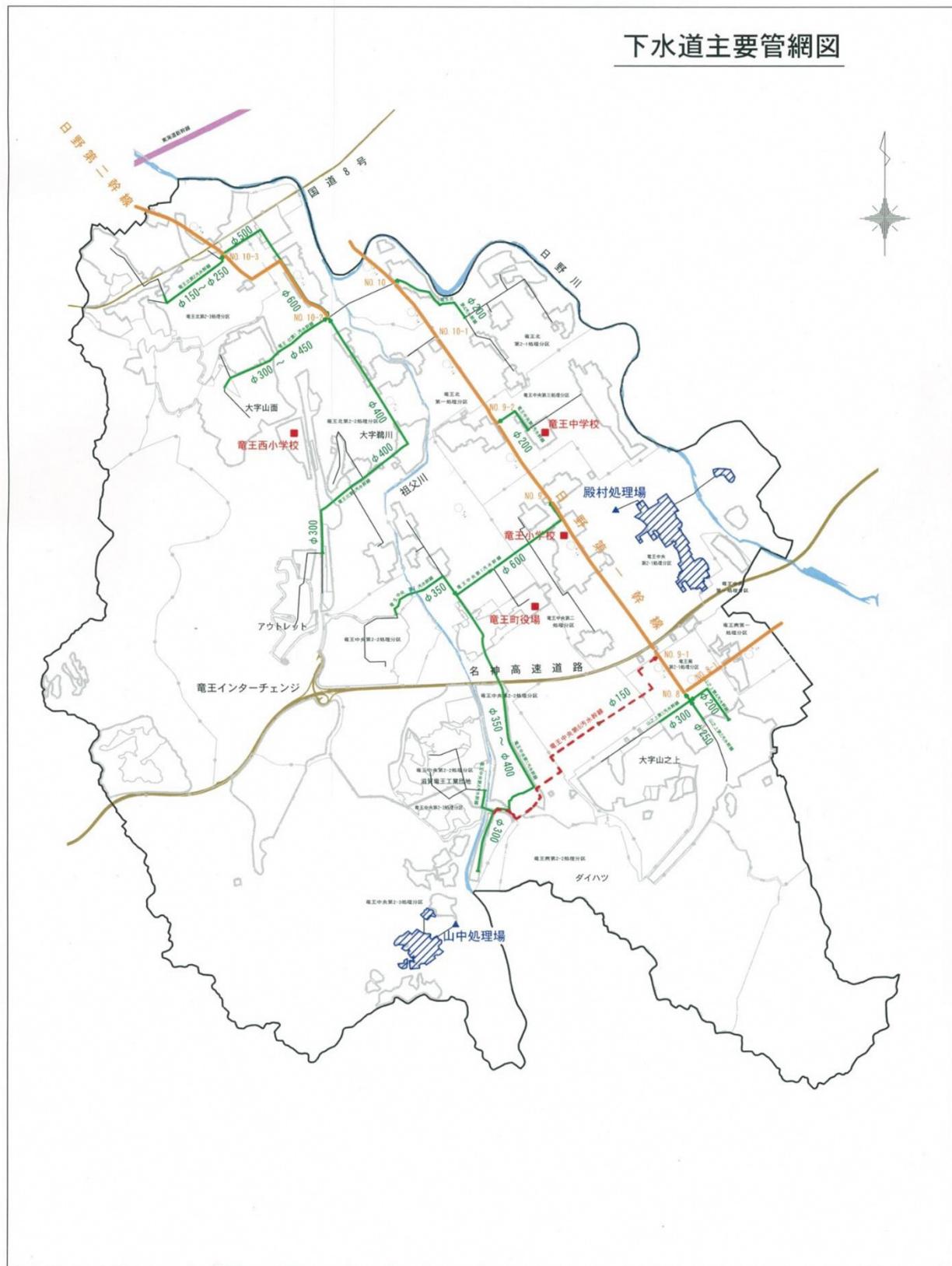


(1) 事業の現況

① 施設

	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度(29年)	平成元年度(31年)
法適(全部適用・一部適用)・非適用の区分	法適(一部適用) (平成30年4月1日)	法適(一部適用) (平成30年4月1日)
処 理 区 数	10 区	2 区
流域下水道等への 接続の有無	有	無
汚水中継ポンプ場	無	無

下水道主要管網図



② 排除方式

下水道の排除方式には、合流式と分流式があります。本町の排除方式は分流式を採用しています。分流式とは、汚水と雨水を別々の管きよで流す方法です。

特定環境保全公共下水道事業では、家庭や工場から出る汚水は流域下水道に接続しており、全て下水処理施設（終末処理場）に運ばれ、処理された後公共用水域（琵琶湖）に流されます。雨水はそのまま公共用水域に放流されています。また、農業集落排水事業では、家庭から出る汚水は、各処理区の処理施設に運ばれ、処理した後公共用水域（河川）に流されます。

事業区分	目 的	処理方法	資金区分
汚水事業	公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全	汚水を処理場で処理し琵琶湖へ排水	下水道使用料
雨水事業	浸水被害の軽減	雨水を河川へ排水	町 税

③ 使用料

特定環境保全公共下水道事業

（1 か月当り）

用 途	基本使用量・適用範囲	従量単価（税抜）
一般排水	基本使用量 15 m ³ まで 16～ 50 m ³ 51～ 100 m ³ 101～300 m ³ 301 m ³ ～	1,800 円 125 円／m ³ 130 円／m ³ 135 円／m ³ 140 円／m ³
特定排水	751 m ³ ～	165 円／m ³

農業集落排水事業

（1 か月当り）

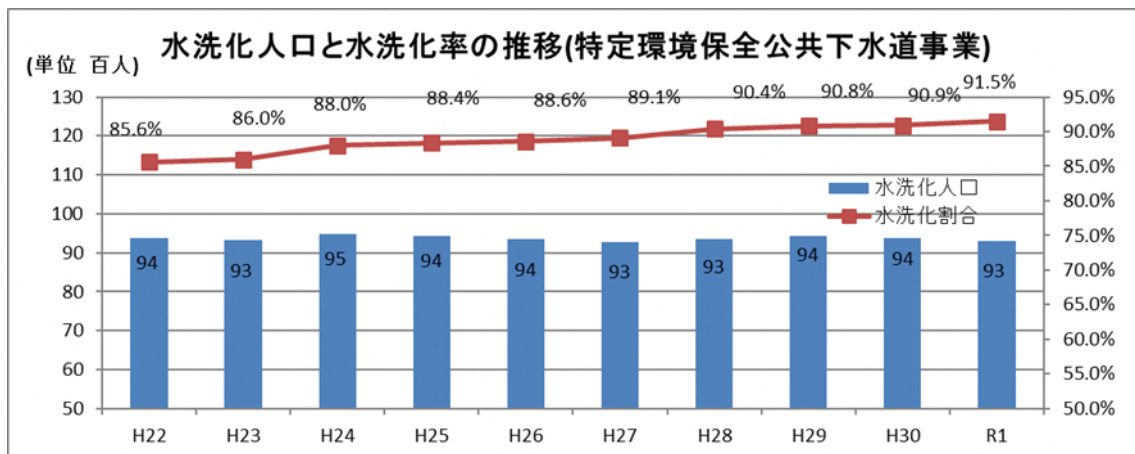
区 分	基本料金（税抜）	人数割料金（税抜）	対象集落
殿村地区処理区 山中地区処理区	1,505 円／戸	376 円／人	岩井、川守 山中

④ 水洗化の状況

本町は下水道整備の推進、水洗化の促進により、水洗化人口も微増傾向にあります。水洗化率も 90%を超えています。汚水整備完了後は人口減少に伴い水洗化人口も減少することが予測されることから、引き続き下水道未接続者の解消に向けた水洗化の促進を図っていきます。また、農業集落排水事業は、平成元年に施設整備が完了しており、集落住民の減少に伴い水洗化人口も減少しています。今後も人口減少に伴い水洗化人口も減少することが予測されます。

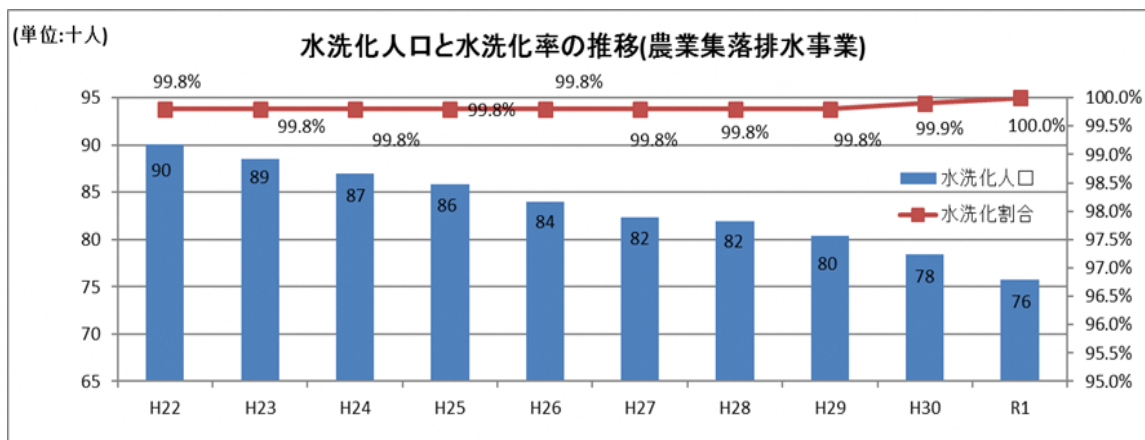
特定環境保全公共下水道

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処理区域内人口(特環)	10,958	10,844	10,788	10,652	10,561	10,396	10,333	10,393	10,313	10,158
水洗化人口	9,383	9,325	9,492	9,418	9,357	9,265	9,340	9,434	9,376	9,290
水洗化割合	85.6%	86.0%	88.0%	88.4%	88.6%	89.1%	90.4%	90.8%	90.9%	91.5%



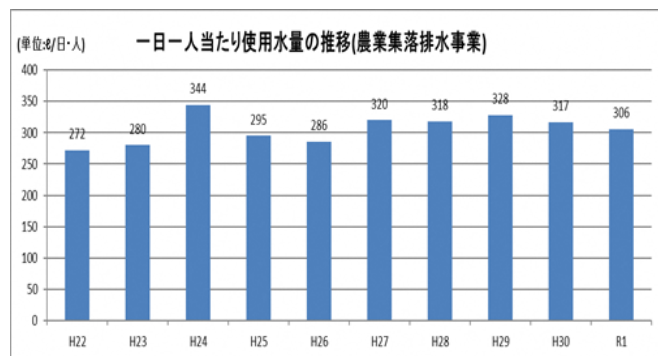
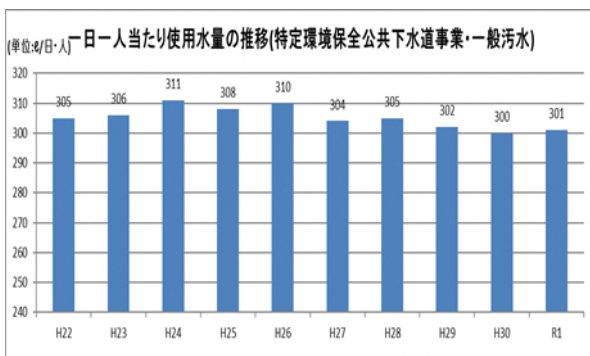
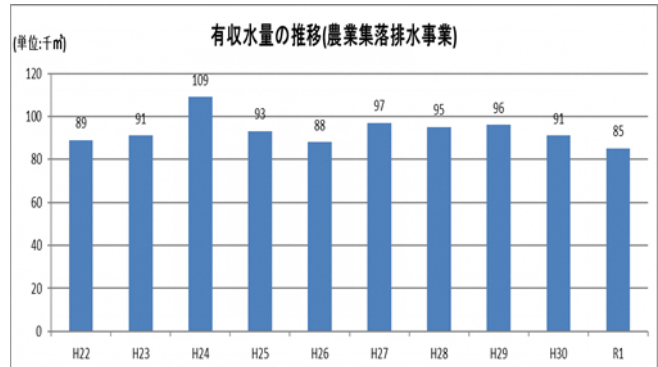
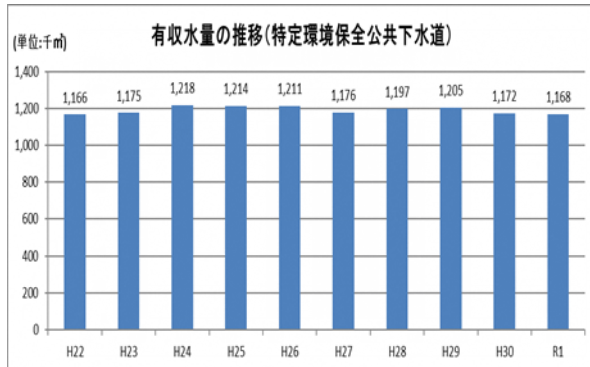
農業集落排水

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処理区域内人口(農集排)	903	887	872	861	842	826	821	806	785	758
水洗化人口	901	885	870	859	840	824	819	804	784	758
水洗化割合	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%	100.0%



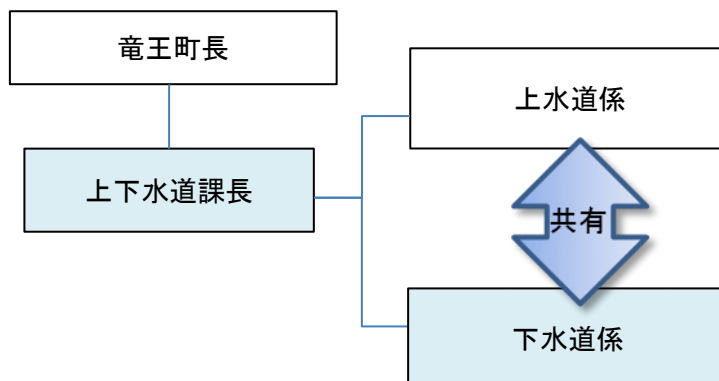
⑤ 有収水量の推移

有収水量は両事業共に横ばい状態で、一人あたりの使用水量は特定環境保全公共下水道事業では減少傾向にあり、農業集落排水事業においては、横ばい状態です。特定環境保全公共下水道事業は、節水意識の向上や節水機器の普及が一因と考えられます。また、人口減少とともに有収水量も緩やかに減少するものと予測しています。



⑥ 組織

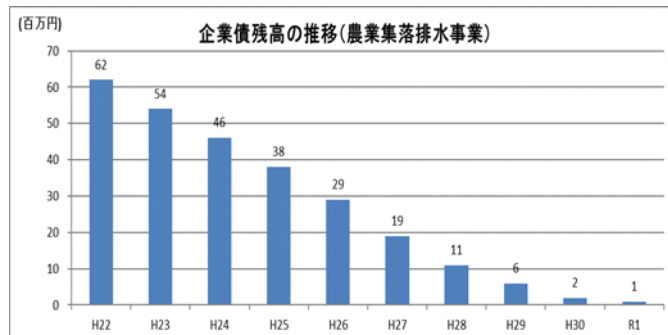
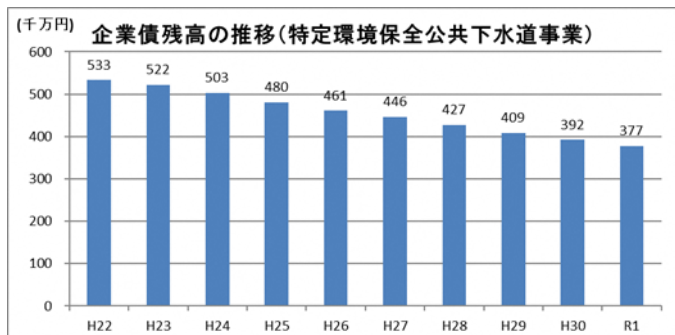
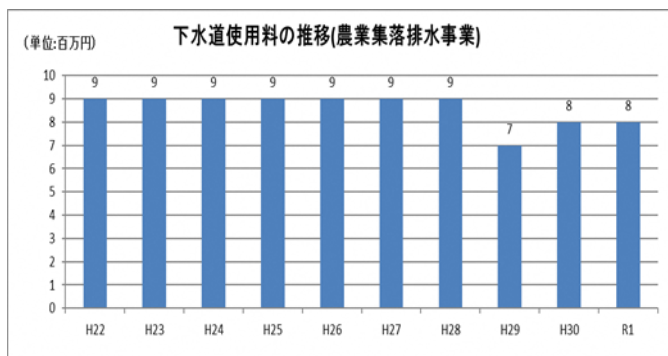
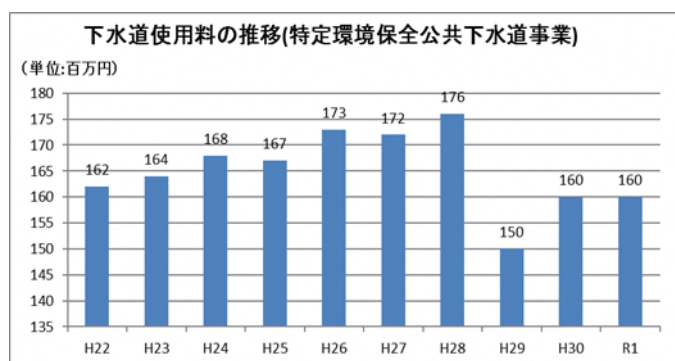
本町の下水道事業は、上下水道課の下水道係としてあります。現在の組織体制は次のとおりとなっています。下水道関係職員は、業務委託等を行い職員の削減に取り組みながら、事業を進めています。



⑦ 下水道使用料・企業債残高の推移

下水道使用料は、供用開始区域の拡大により微増があるものの、節水機器の普及や節水意識の高まり、人口減少等により今後の使用料収入は減少していくことが予想されます。

また、企業債残高については、平成 20 年度の約 554 千万円をピークに減少しておりますが、元金償還金については、平成 29 年度まで増加が続き、その後徐々に減少する見込みです。今後も「雨水公費・汚水私費」の原則に基づく適正な使用料算定を検証していく必要があります。



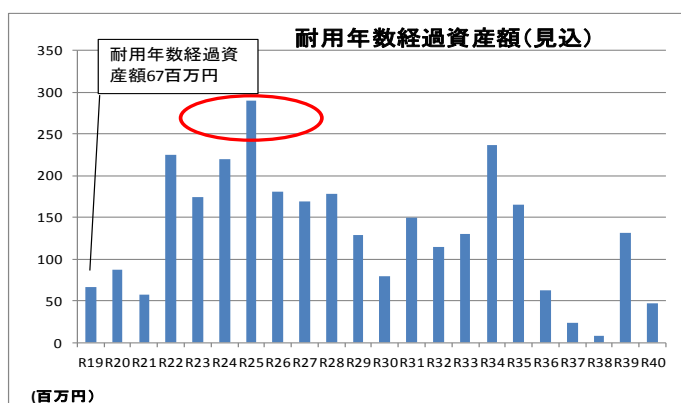
⑧ 老朽化の状況

特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で保有している資産のうち、令和 2 年度末で法定耐用年数を経過しているのは機械、電気設備となります。

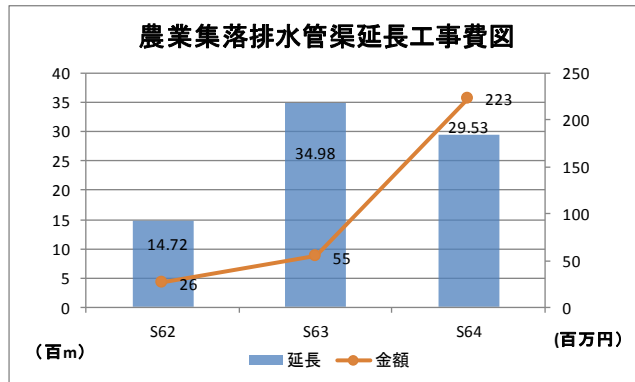
機械、電気設備については、維持管理業務で施設の状況を点検し、定期的に更新を行っております。

なお、令和 19 年度から耐用年数を経過した管きょが発生します。



農業集落排水事業

農業集落排水事業で保有している資産のうち、令和２年度末で法定耐用年数を経過しているのは機械、電気設備となります。費用対効果から特定環境保全公共下水道に統合が必要です。



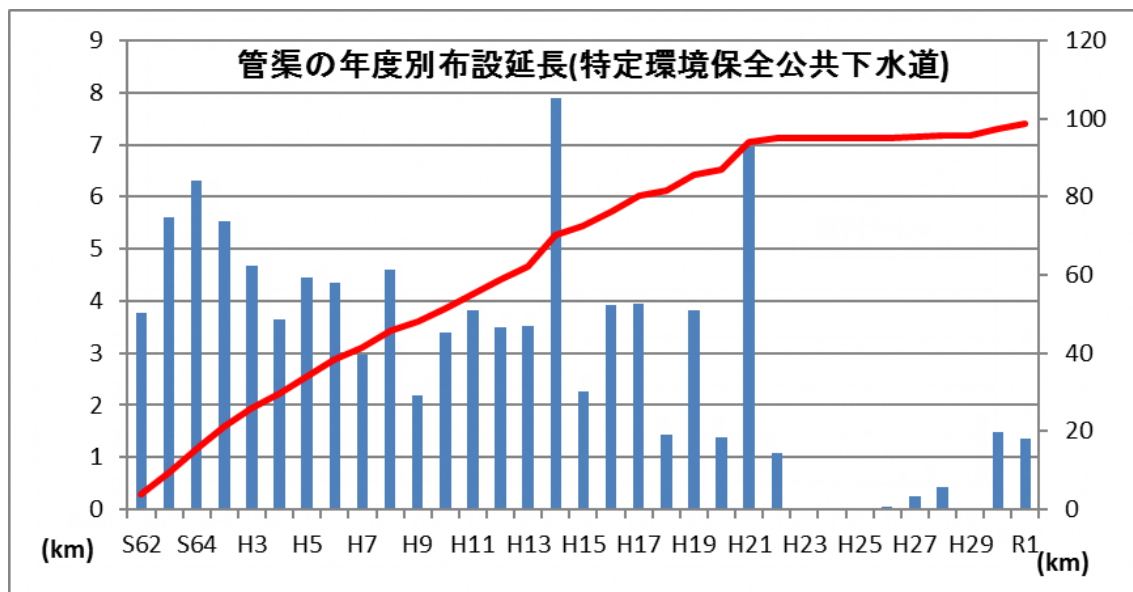
農業集落排水事業

昭和63年 竣工

請負工事費	土木	建築	電気	機械	計(千円)
法定耐用年数	60年	50年	20年	15年	
法定更新年度	令和30年度	令和20年度	平成20年	平成15年	
山中処理区	34,370	8,405	40,321	13,904	97,000
殿村処理区	59,191	11,276	99,284	10,249	180,000

⑨ 管渠の状況

令和元年度末の管渠延長は、特定環境保全公共下水道事業が約 100 km、農業集落排水事業が約 8km です。



(2) 民間活力の活用等

民間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では、下水道施設の老朽化に伴う維持管理費が年々増加し、適正な維持管理はもとより、技術面からのサポートや施設維持に係るコスト配分等、より一層の効率化によるコスト削減と利用者サービスの向上等が求められています。下水道事業に従事する職員が減少する中、災害対応が出来ない事態も起こりうるため、施設の維持管理について高い専門性・技術力を持つ民間に委託を実施しています。 また、料金徴収事務については、水道料金と下水道使用料について窓口の一元化により、受付業務から調定・収納・滞納整理等一貫した流れの中で事務の合理化・効率化を図っています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 ※ 3	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ※ 4	なし

※3 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含みます)を用いた収入増につながる取組を指します。

※4 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除きます)。

4. 現状の分析

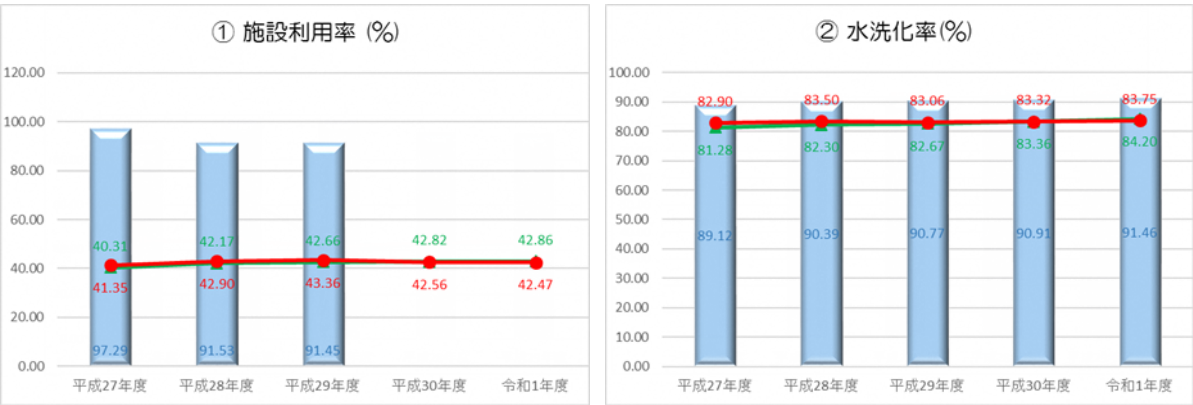
現状の分析については、町で公表している経営比較分析表（令和元年度決算）を用いるほか、過去5年間の全国平均や類似団体等との比較により分析を行います。
 なお、類似団体の類型区分は「d7」となり、その区分は下記のとおりです。

※「d7」の区分

- ・人口規模……………1万人以上 1.5万人未満
- ・水源区別……………その他
- ・有収水量密度別区分…全国平均未満のもの

【特定環境保全公共下水道事業】

(1) 事業規模・施設の効率性



指標名 (単位)	計 算 式	内 容	分 析 結 果
① 施設利用 率 (%)	$\frac{1 \text{ 日平均処理水量}}{\text{現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。	流域下水道で処理しているため該当なしとる。
② 水洗化率 (%)	$\frac{\text{水洗便所設置済み人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。	類似団体と比較しても高い値を保持している。

(2) 収益性(収支の状況)・資産の状況

グラフ凡例

■ 竜王町

▲ 全国平均

● 類似団体

※ 経営比較分析表から出典



指標名 (単位)	計算式	内容	分析結果
① 経常収支比率(%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標。	100%を上回っておりますが、収益の不足分を一般会計からの補助金等で賄っている状況である。
② 企業債残高対給水収益比率(%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。	令和元年度においては、下水道整備の実施に伴い類似団体平均値を上回っている。今後、投資の平準化を行い計画的な借入に努める必要がある。

(3) 財務・料金

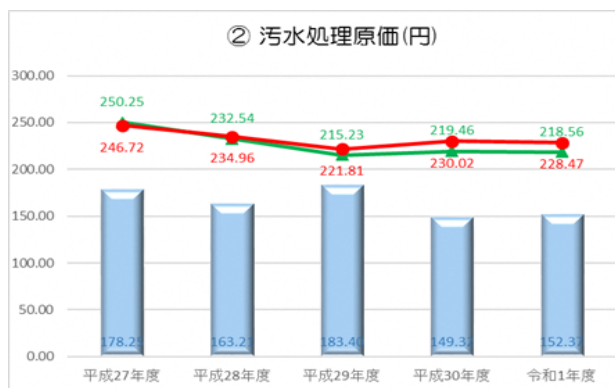
グラフ凡例

■ 竜王町

▲ 全国平均

● 類似団体

※ 経営比較分析表から出典

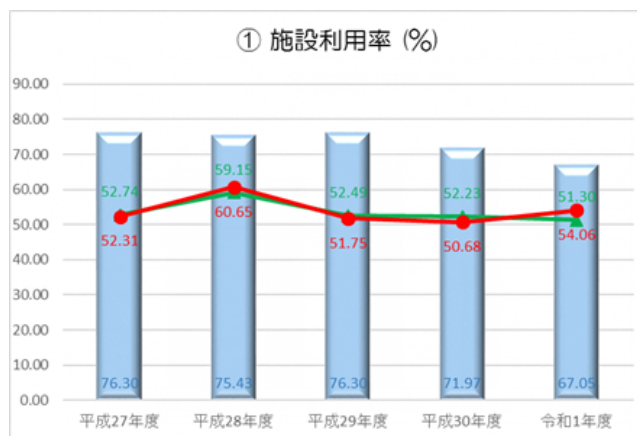


指標名 (単位)	計算式	内容	分析結果
① 経費回収率(%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄っているかを表した指標。使用料水準等を評価することが可能である。	汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われているため、適正な使用料収入の確保および汚水処理費の削減が求められる。
② 汚水処理原価(円)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。	類似団体平均値より低い数値であることから、今後も継続して費用の抑制が必要である。

【農業集落排水事業】

(1) 事業規模・施設の効率性

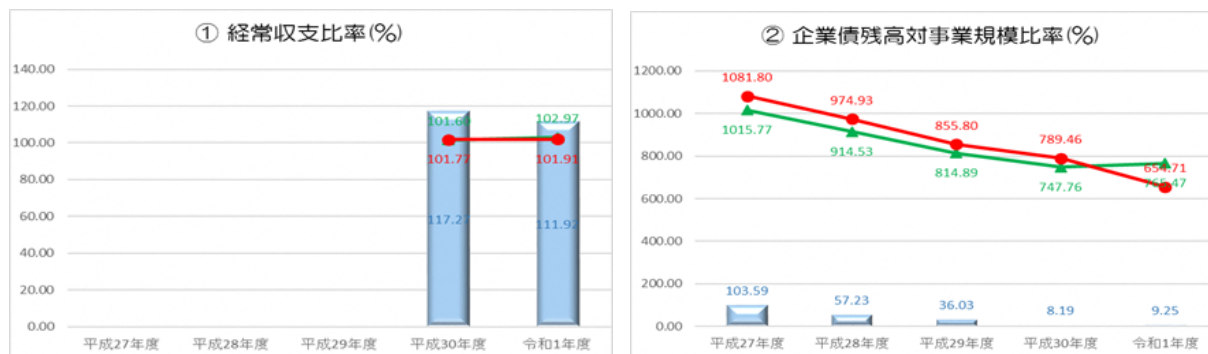
グラフ凡例 ■ 竜王町 ▲ 全国平均 ● 類似団体 ※ 経営比較分析表から出典



指 標 名 (単位)	計 算 式	内 容	分 析 結 果
① 施設利用率 (%)	$\frac{1 \text{ 日平均処理水量}}{\text{現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。	類似団体平均値より高い数値であることから、施設の利用状況や規模は適正に稼働している状況である。
② 水洗化率 (%)	$\frac{\text{水洗便所設置済み人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。	類似団体と比較しても高い値を保持している。

(2) 収益性(収支の状況)・資産の状況

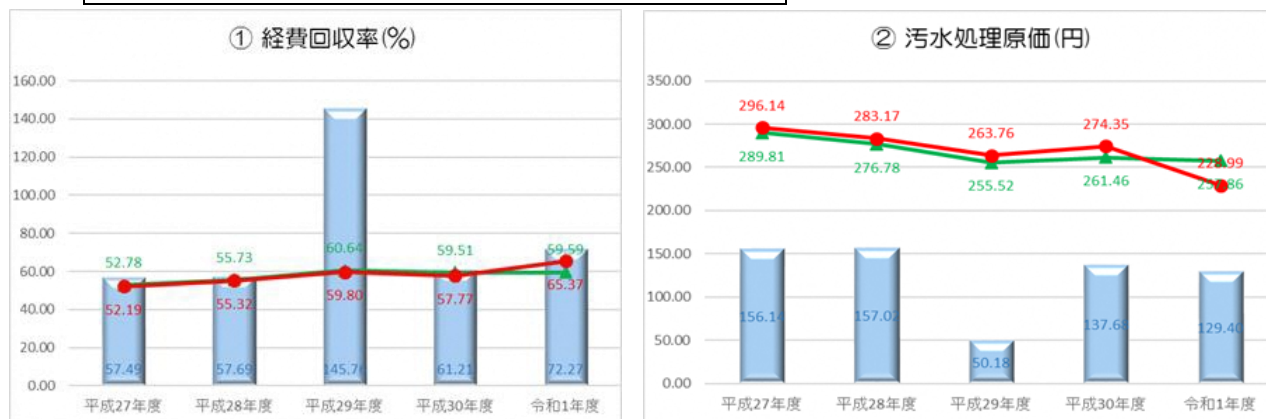
グラフ凡例 ■ 竜王町 ▲ 全国平均 ● 類似団体 ※ 経営比較分析表から出典



指標名 (単位)	計算式	内容	分析結果
① 経常収支比率(%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用どの程度賄えているかを表す指標。	100%を上回っておりますが、収益の不足分を一般会計からの補助金等で賄っている状況である。
② 企業債残高対給水収益比率(%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。	新たな借入を実施していないため、類似団体平均値より低い数値となっている。

(3) 財務・料金

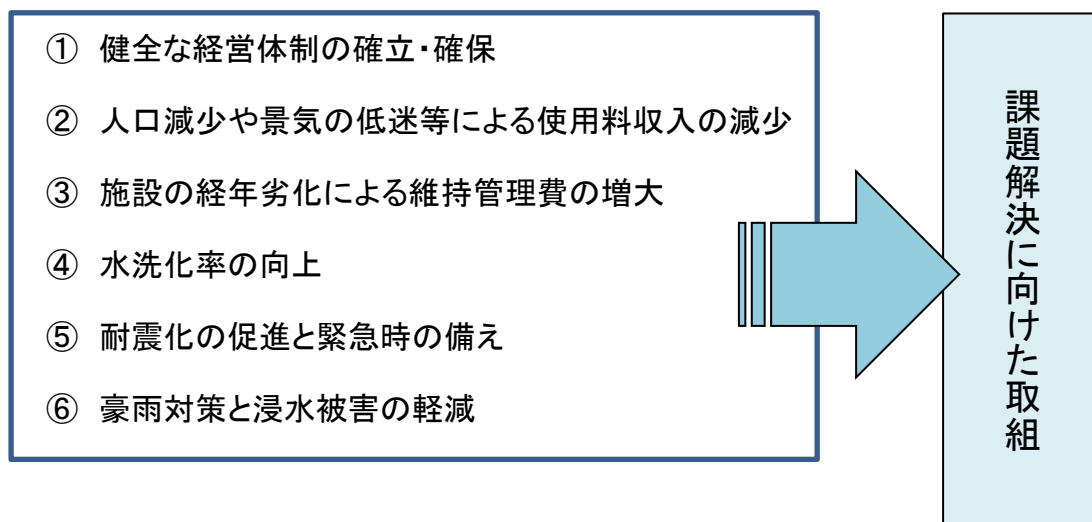
グラフ凡例 ■ 竜王町 ▲ 全国平均 ● 類似団体 ※ 経営比較分析表から出典



指標名 (単位)	計算式	内容	分析結果
① 経費回収率(%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料水準等を評価することが可能である。	汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われているため、適正な使用料収入の確保および汚水処理費の削減が求められる。
② 汚水処理原価(円)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。	類似団体平均値より低い数値であることから、今後も継続して費用の抑制が必要である。

5. 下水道事業の課題

このような状況を踏まえ健全な事業運営をするために次のような課題解決に取り組んでいかなければなりません。



第3章 経営の基本方針

1. 基本方針

本町の下水道事業は、衛生的で快適な生活環境の実現に向けて、町の最重点施策の1つとして積極的な整備を進めてきた結果、下水道処理人口普及率も令和2年3月末で91.8%となりました。一方で、今後は集中的に整備した施設・設備は老朽化が進むことから、老朽化対策事業に対する改築更新費用が必要となってきます。

しかし、今後は人口減少の進行、生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化など社会構造の変化により下水道使用料収入の伸びは緩やかに下降していくことが予想され、下水道事業の経営環境は厳しさを増すこととなります。

こうした経営環境の変化と時代の要請に的確に対応し、限られた経営資源を効率のかつ効果的に活用しながら、適正な下水道事業運営と持続的な下水道サービスの提供を行っていくため、次の三つの柱から構成される基本方針を定めました。

竜王町の下水道事業の基本方針

- (1). 快適なくらしの実現
- (2). 安全で安心なくらしの実現
- (3). 安定した経営基盤の確立と持続的な健全経営

(1) 快適なくらしの実現

○ 良好な水環境の形成

下水道は、安全、快適、清潔な町民生活を支えるインフラとして必要不可欠なものです。快適なくらしの実現を目指して、社会資本総合整備計画に基づき下水道整備を進めます。

○ 重要な水資源である琵琶湖や河川などの公共用水域の水質保全

公共用水域の水質保全に貢献するため、汚濁負荷の低減と水環境の保全を進める必要があります。このことから、引き続き処理区域内で未接続となっている世帯等への接続普及促進活動を実施し、水洗化率の向上を図ります。

(2) 安全で安心な暮らしの実現

○ 下水道施設の機能の適正な維持・改築更新

安全で安心な町民生活を守るためには、下水道施設の状況を把握し、可能な限りの延命化(長寿命化)を図りながら、適正な機能を確保することが必要です。下水道施設機能の適正な維持管理・更新を行うため、ストックマネジメント基本計画に基づき、持続可能な事業の実施を進めます。

○ 総合的な管理体制の推進と不明水対策

災害時の管理体制を確立するために、耐震化の対象となる施設の特定・耐震化を進めるなど危機管理体制の充実を図ります。

また、不明水対策についても被害軽減対策と併せて県や関連市町と連携しながら進めていきます。

(3) 安定した経営基盤の確立と持続的な健全経営

○ 中長期的な視野に立った計画的な経営基盤の強化

人口減少を見据えた持続可能な経営体制を確保するために、中長期的な視野に立った事業管理計画を策定し、PDCA サイクルの手法を用いて継続的な改良と向上を図ります。

○ 持続可能な健全経営

民間委託の推進などによる経費削減や業務の効率化に取り組みます。

また、将来の経営環境の変化に対応し持続可能な健全経営を行うために、職員的能力向上と経営意識改革に取り組みます。

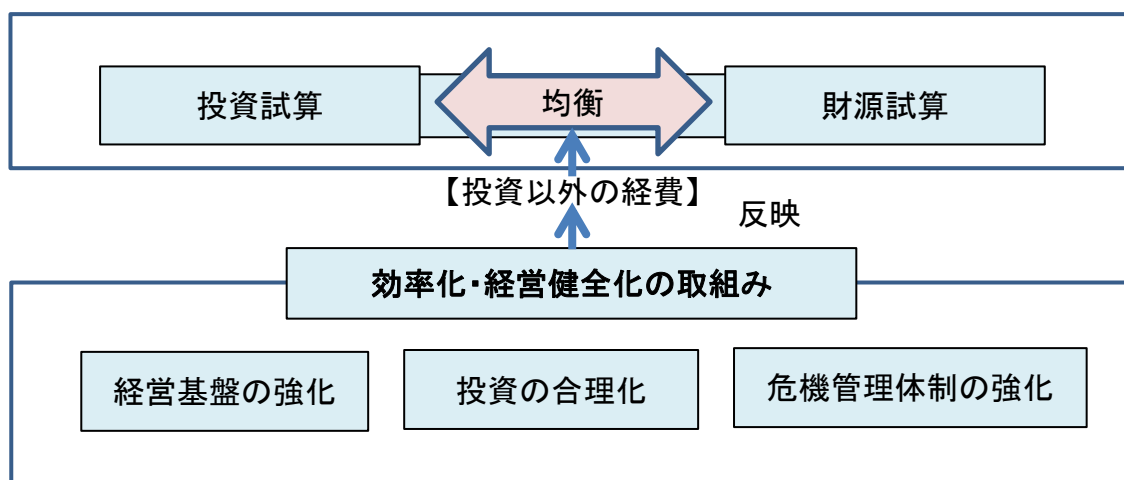
さらに、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、老朽化する下水道施設の更新費用の確保と下水道使用料収入の増収対策を検討し、次世代に負担を持ちこさない適正な事業運営に努めます。

第4章 効率化・経営健全化の取組み

下水道事業では、下水道施設や管路の健全性を維持することが安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくためには必要です。また、公営企業である下水道事業は、公共の福祉の増進と併せて民間企業と同様に経済性を発揮した運営が求められます。しかしながら、下水道事業は建設投資額が大きいため、国庫補助金や企業債元利償還金に対する一般会計からの繰入れ(交付税措置)により、かろうじて収支均衡を保っている状況であり、繰出し基準の見直し如何によっては経営が成り立たなくなる要素を含んでいます。さらに、本町では下水道処理人口普及率も令和2年3月末で91.8%となり施設整備が進んでいますが、すでに始まっている人口減少や節水型社会への移行等により、ますます厳しい経営環境が予想されます。

一方、今後老朽化する下水道施設等に対する改築・更新という投資事業には多額の資金が必要となるため、その投資試算(投資の所要額の見通し)と財源試算(下水道使用料などの財源の見通し)を均衡させることが非常に重要となります。

このことから、下水道事業の徹底した効率化・経営健全化に取り組む必要があり、使用料収入の確保や事業運営にかかるコストを削減することで経営基盤の強化を図るとともに、計画的、効率的な下水道施設の改築更新やダウンサイジングなどにより投資の合理化に努めます。



○効率化・経営健全化の取組み ～施策の体系～

経営基盤の強化

- (1) 組織の活性化と人材の育成
- (2) 効率的な組織の整備
- (3) 民間活力の活用
- (4) 効果的な水洗化普及促進
- (5) 収納率の向上
- (6) 不明水対策
- (7) 資金管理・調達に関する取組
- (8) その他経営基盤強化の取組

投資の合理化

- (1) 効率的・計画的な投資と長寿命化

危機管理体制の強化

- (1) 危機管理等の体制整備
- (2) 施設の耐震化
- (3) 公共用水域の水質保全

1. 経営基盤の強化

(1) 組織の活性化と人材の育成

地方分権が進展するなか、町民の行政に対する要望や期待は質・量ともに高まっています。「行政のスリム化」を目指しながら複雑多様化かつ高度化する行政需要に応えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の下水道事業を担う人材を育成するために、研修等を通じて、職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組めます。

主な取組 職員研修・専門研修への積極的参加

(2) 効率的な組織の整備

平成 30 年 4 月からの下水道事業の地方公営企業法の適用を開始しました。

主な取組	効果的な人員配置と他事業との連携強化による効率的な組織運営
------	-------------------------------

(3) 民間活力の活用

平成 26 年 10 月から 3 年間と平成 29 年度 10 月から 5 年間の 2 回の契約で包括的民間委託を実施し、料金徴収等受付業務委託部門を竜王町上下水道料金お客様センターとして開設し、町民サービスの向上に取り組んでいます。民間委託の推進などにより、経費削減や組織の効率化が図られる一方で職員の技術継承に支障をきたす懸念もあるため、技術継承と委託化の最適なバランスを見極めることが重要となります。

主な取組	民間委託業務の検証・見直し
------	---------------

(4) 効果的な水洗化普及促進

下水道の処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献しますが、下水道を利用できる環境が備わっているにも関わらず未接続の状況のままという事例があります。

未接続対象家屋の戸別訪問等を実施し、早期水洗化の普及促進に努めます。

主な取組	下水道水洗化普及促進のための戸別訪問等の実施
------	------------------------

(5) 不明水対策

不明水とは、下水道管路内への侵入水を指します。平成 25 年の台風 18 号による県内の下水道施設の被害により不明水の流入問題が顕在化しました。不明水の放置は道路陥没など生活環境に支障がでるだけでなく、汚水処理費の増大や流域下水道負担金にも大きく影響を及ぼします。

県や流域下水道関連市町との連携のもと発生源の調査等を行うとともに、被害軽減対策に取り組めます。

主な取組	不明水調査の実施。県・関連市町との不明水対策検討会への参加
------	-------------------------------

(6) 資金管理・調達に関する取組

減価償却費等によって生じる内部留保資金について適切に見積もり、留保資金の中で今後の事業を行っていくことが安定した経営を行うことに繋がります。

また、企業債は、下水道施設の受益世代と費用負担世代の世代間の負担の公平を確保するために必要なものですが、その償還は将来の下水道使用料収入を原資とし、利子を付して償還することとなります。今後、施設の老朽化対策に取り組まねばならない状況を考慮すると、施設の更新等による新たな企業債の発行は避けられません。下水道の処理人口が減少し、将来の使用料収入の減少が見込まれる中では、将来を担う世代に過大な負担とならないように、企業債残高の抑制・削減に努めます。

平成 30 年 4 月に地方公営企業法を適用した本町においては、しばらくは企業債の元金償還額が資本的支出に占める割合も高く、厳しい経営状況が続きます。国庫補助金や企業債、一般会計からの繰入金等の資金を遅滞なく確実に調達し、資金不足が発生することのないよう資金管理に努めます。

主な取組	計画的な起債による企業債残高の削減
------	-------------------

(7) その他経営基盤強化の取組

より健全な事業運営を行うためには、町民のニーズも把握しながら下水道事業への理解を深めていただくことが必要です。そのため、下水道事業の業務予定量や財務状況等については、町ホームページ等で情報公開し、経営の透明性の確保を図ります。また、持続可能な安定した事業運営への理解を促進するため、指標等を取り入れるなど分かりやすい情報提供に努めます。

主な取組	経営比較分析表等の公表
------	-------------

2. 投資の合理化

(1) 効率的・計画的な投資と長寿命化

本町の下水道事業は、昭和 62 年度から平成 21 年度にかけて町の最重点施策の 1 つとして積極的な整備を進めてきた結果、下水道処理人口普及率も令和 2 年 3 月末で 91.8%となりました。一方で、今後は集中的に整備した施設・設備の老朽化に対し多額の改築更新費用が見込まれます。このため、改築更新サイクルを検討したうえで改築更新費用の平準化を図り、老朽化した下水道施設の改築更新を計画的、効率的に進めていく必要があります。

下水道施設の更新にあたっては、ストックマネジメント基本計画により効率的なメンテナンスサイクルの確立に努めます。過剰投資、重複投資とならないよう内容の精査を行うなど、投資の合理化に取り組めます。

3. 危機管理体制の強化

(1) 危機管理等の体制整備

下水道事業は、琵琶湖や河川など公共用水域の良質な水質の確保、生命・財産を守る浸水対策など、町民の生活に欠くことのできない重要なサービスを提供しています。そのため、防災や減災等対策に取り組む必要があります。

竜王町地域防災計画に基づく下水道事業の役割が果たせるよう、高い危機管理能力を備えた職員の資質向上に努めるとともに、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制の整備に努めます。また、広域においては、県、関連市町との連携のもと体制整備と強化を図ります。

(2) 施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの 1 つです。震災等により施設機能が停止した場合、下水道管の損壊による道路陥没・交通渋滞、排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、町民の生活に甚大な影響を及ぼすことから、施設の耐震化に取り組めます。

(3) 公共用水域の水質保全

本町の汚水は、町の下水道から琵琶湖流域下水道へ流入して湖南中部浄化センター処理施設で高度処理された後、琵琶湖へ放流されています。

滋賀県の高度処理人口普及率は令和元年度で 91.1%であり、水環境に対する持続的な貢献は必要不可欠です。琵琶湖や河川など公共用水域の水質保全に貢献するため、未接続世帯への下水道接続普及促進を継続的に行うとともに、県および琵琶湖湖南中部処理区関連市町との連携を図っていきます。

第5章 投資計画

本町の下水道事業は、分流式下水道として汚水と雨水に分類し事業計画を立案しています。主な事業は、下水道管布設工事および改築工事、農業集落排水事業の特定環境保全公共下水道への統合です。

基本的な更新の考え方としては、老朽化の度合いや事故が発生した場合の影響度、下水道事業全体の投資額、人員等を勘案し優先順位を決定しています。これからの下水道施設の定期的な点検調査、可能な限りの延命化を図り、適正な機能を確保しつつ、老朽化した管きょなどの改築更新を行うために、令和元年度にストックマネジメント基本計画の策定を行っております。投資試算については、投資の効率化と健全化の取組を踏まえながら、ストックマネジメント計画等に基づき見直しを行っていきます。

第6章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画):別紙

2. 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明

(1)収支計画のうち投資についての説明

投資については、長寿命化計画や令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化を考慮した改築工事等(令和4年度から令和12年まで年間5千万円)を見込んでいます。また、農業集落排水事業の統廃合を行います。

今後の投資額の見込み(下水道事業全体) (消費税込)

項 目	10年間の投資額(R3～R12)
下水道管布設工事(污水管事業)	約 107,000,000 円
改築工事(污水管事業)	約 450,000,000 円
農業集落排水の統廃合	約 152,000,000 円
合 計	約 709,000,000 円

農業集落排水の公共下水道接続スケジュール

令和3年度 農林水産大臣による長期利用財産処分報告書の受理

令和4年度 公共下水道接続工事実施設計業務

令和5年～7年度 接続工事、既設管路調査等

令和8年4月 供用開始

(2)収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

下水道事業における主な収益的収入は、営業収益の下水道使用料収入、営業外収益の一般会計補助金及び長期前受金戻入です。使用料については、今後の人口減少による減収は避けられないものと想定していますが、整備済区域に加えて、整備予定区域における水洗化率の向上に努めることで減少率を抑制したいと考えています。

また、一般会計からの補助金については、毎年度、総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金(基準内繰入金)が相当します。下水道における経費の負担区分は原則として雨水処理に要する費用は公費、汚水処理に要する費用は下水道使用者が使用量に応じて私費(下水道使用料)で負担することとされており、雨水処理にかかる経費と分流式下水道等に要する経費を補助金として見込んでいます。

【資本的収入】

資本的支出(投資)に係る財源については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を事業費の 1/2 程度見込んでいるほか、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金で財源の確保を見込んでいます。また、企業債の償還については、一般会計からの企業債償還に係る繰出基準分の出資金を見込んでいます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源としては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、利益剰余金処分別額などを見込んでいます。

(3)収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町では、料金徴収事務等について複数年にわたる包括的民間委託を行っています。窓口サービスの拡大や収納率の向上、コスト削減と事務の効率化に効果があり、今後も委託内容の改善を図りながら包括的民間業務委託を継続していく経費を見込んでいます。

人件費や物件費等については、物価上昇は含まず、現在の水準で推移するものとしています。動力費については、流入汚水量の増加を考慮し増額を見込んでおり、修繕費についても、全体的に施設の老朽化によりわずかな増加を見込んでいます。

3. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組

の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化(流域下水道)の継続利用
投資の平準化に関する事項	令和元年度に下水道施設全体を捉えたストックマネジメント基本計画の策定を行っております。これに基づき投資の平準化を考慮した中長期的な改築計画により投資額を見込んでいきます。また、必要に応じて投資・財政計画(収支計画)の見直しを行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	PPP/PFI の導入は考えていませんが、包括的民間委託として民間活力を活用していきます。
その他の取組	国庫補助金の対象となる整備事業については、計画期間中での概成に向け優先して取り組みます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成 30 年 4 月から地方公営企業法の一部適用を行い、経営の健全化を目指すことが求められていることから、段階的に見直しを図る必要があります。 使用料の見直しについては、下水道未接続・水洗化の促進、不明水対策の推進、施設の統廃合やコスト比較に加え、効率的な維持管理、適切な資金管理等経営改善を含めた将来的見通しを十分考慮していきます。また、改定内容については、慎重な判断のもと下水道利用者に対して理解が得られるよう努めます。
---------------	---

資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	国庫補助金や県費補助金の対象となる事業については、適切に補助を受けられるよう補助制度の動向を注視していきます。

③投資以外の経費についての説明

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	本町では、料金徴収事務等について複数年にわたる包括的民間委託を行っています。窓口サービスの拡大や収納率の向上、コスト削減と事務の効率化に効果があり、今後も委託内容の改善を図りながら包括的民間業務委託を継続していく経費を見込んでいます。
職員給与費に関する事項	人件費の上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとしています。業務内容等を把握し、緊急時の体制が確保できるよう組織形態や適正な人員を確保するよう努めます。
動力費に関する事項	物価上昇は見込まず、流入汚水量の増加を考慮し増額を見込んでいます。
材料費(薬品費含む)に関する事項	物価上昇は見込まず、現状の水準で見込みます。
修繕費に関する事項	全体的に施設の老朽化によりわずかな増加を見込んでいます。
委託費に関する事項	民間委託経費や施設の維持管理、点検業務、システム管理経費を見込んでいます。
その他の取組	業務内容や手法を見直しながら、効率化と経費削減に努めます。 職員は各種研修に積極的に参加し知識・技術の習得等資質の向上に努めます。 また、県や関連市町との連携のもと不明水対策を実施していきます。

(1) 収益の収支(税抜)

特定遊覧保金公共下水道統合後

(単位:千円、%)

集排統合

区分		年度		平成30年度												平成31年度	
		R2年度 〔決算〕	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度					
収益	1. 営業	144,888	147,193	157,703	233,641	232,619	231,345	239,374	238,496	236,900	235,642	234,518					
	(1) 料	144,588	147,082	157,563	233,501	232,479	231,055	239,264	238,356	236,760	235,502	234,228					
	(2) 受託工																
	(3) 受託工	300	111	140	140	140	290	110	140	140	140	290					
	2. 営業	315,704	312,843	307,839	257,438	253,532	250,073	254,626	250,685	246,777	242,902	239,202					
	(1) 補	168,872	166,852	161,832	111,832	107,832	103,832	99,832	95,832	91,832	87,832	83,832					
	(2) 補	168,872	166,852	161,832	111,832	107,832	103,832	99,832	95,832	91,832	87,832	83,832					
	3. 長期前受金	146,774	145,988	146,004	145,603	145,697	146,238	154,788	154,847	154,939	155,064	155,364					
	(1) 既	146,774	145,435	145,173	144,342	143,724	143,555	151,496	151,255	151,047	150,872	150,872					
	(2) 新	553	831	3,292	3,592	3,892	4,192	4,492									
収益	1. 営業	460,592	460,036	465,542	491,079	486,151	481,418	494,000	489,181	483,677	478,544	473,720					
	(1) 員	391,485	399,674	406,530	433,504	434,009	435,105	452,979	453,290	453,343	453,274	452,903					
	(2) 給	23,581	26,993	27,500	27,500	27,800	28,100	28,400	29,000	29,000	29,000	29,600					
	(3) 給	16,721	18,760	18,900	19,100	19,300	19,500	19,700	19,900	20,100	20,300	20,500					
	2. 経	8,233	8,300	8,400	8,400	8,500	8,600	8,700	8,800	8,900	9,000	9,100					
	(1) 力	81,451	87,759	92,000	118,190	117,310	116,440	122,628	121,841	121,051	120,271	119,491					
	(2) 費	2,051	2,079	2,090	2,350	2,340	2,340	2,971	2,971	3,011	3,031	3,051					
	(3) 費	2,790	3,120	2,980	3,010	3,040	3,070	3,100	3,130	3,160	3,190	3,220					
	(4) 費	219	227	230	230	230	230	230	230	230	230	230					
	支出	1. 減価償却	76,391	82,333	86,700	112,600	111,700	110,800	116,327	115,490	114,650	113,820	112,990				
(1) 償		285,353	284,722	286,830	287,314	288,399	290,065	301,451	302,249	302,792	303,203	303,312					
(2) 存		285,353	282,857	280,477	279,817	280,082	288,375	287,413	288,920	286,320	284,924	284,924					
(3) 費		1,465	3,973	5,642	7,922	10,248	12,369	13,874	15,379	16,883	18,388	18,388					
2. 資産		1,100	200	500	500	500	500	500	500	500	500	500					
(1) 業		62,245	55,021	48,318	42,755	38,054	33,957	31,235	28,407	25,422	22,555	19,661					
(2) 外		62,232	54,930	48,218	42,655	37,954	33,857	30,507	27,679	24,694	21,827	18,933					
(3) 利		638	892	1,183	1,362	1,420	1,420	1,729	2,070	2,049	2,002	1,951					
(4) 費		672	1,213	1,649	2,001	2,284	2,512	2,696	2,844	2,963	3,059	3,059					
(5) 費		87	193	313	445	595	745	895	1,045	1,195	1,345	1,345					
経常	1. 支	13	91	100	100	100	100	728	728	728	728	728					
	(1) 出	453,730	454,695	454,848	476,259	472,063	469,062	484,214	481,697	478,765	475,829	472,584					
	(2) 損	6,862	5,341	10,695	14,821	14,088	12,357	9,786	7,484	4,912	2,714	1,156					
	(3) 益																
	(4) 損																
	(5) 損																
	(6) 損																
	(7) 損																
	(8) 損																
	(9) 損																
累積	1. 欠																
	(1) 損																
	(2) 損																
	(3) 損																
	(4) 損																
	(5) 損																
	(6) 損																
	(7) 損																
	(8) 損																
	(9) 損																

(1) 収益の収支(税抜)

農業養育排水事業

特環ニ統合

(単位:千円, %)

区 分	年 度	R2年度 (決 算) (見 込)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収 益	1. 営 業 収 益	(A) 7,691	7,680	7,606	7,543	7,480	7,406					
	(1) 料 金 収 入	7,691	7,680	7,606	7,543	7,480	7,406					
	(2) 受 託 工 事 収 益	(B)										
収 入	2. 営 業 外 収 益											
	(1) 補 助 金	16,672	24,606	16,815	16,812	16,809	16,806					
	他 助 金	8,510	16,445	8,654	8,651	8,648	8,645					
収 入	他 助 金	8,128	16,088	8,300	8,300	8,300	8,300					
	そ の 他 補 助 金	362	357	354	351	348	345					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	8,159	8,159	8,159	8,159	8,159	8,159					
収 入	他 の 収 入	3	2	2	2	2	2					
	(3) そ の 収 入	24,363	32,286	24,421	24,355	24,289	24,212					
	(C)	21,972	29,300	22,536	22,666	22,796	22,926					
収 入	1. 営 業 費 用											
	(1) 職 員 基 本 給											
	退 職 給 付 費											
収 入	他 の 収 入	11,916	19,244	12,480	12,610	12,740	12,870					
	(2) 経 費	1,985	2,121	2,140	2,160	2,180	2,200					
	修 繕 費	1,373	1,684	1,700	1,720	1,740	1,760					
収 入	材 料 費											
	そ の 他 費	8,538	15,439	8,640	8,730	8,820	8,910					
	(3) 減 価 償 却 費	10,056	10,056	10,056	10,056	10,056	10,056					
収 入	既 存 費	10,056	10,056	10,056	10,056	10,056	10,056					
	(4) 資 産 損 耗 費	100										
	2. 営 業 外 費 用	604	604	603	603	602	602					
支 出	(1) 支 払 金	4	4	3	3	2	2					
	(2) そ の 支 払 金	600	600	600	600	600	600					
	(D)	22,576	29,904	23,139	23,269	23,398	23,528					
支 出	支 出 計	(E)	2,382	1,282	1,086	891	684					
	(C)-(D)	1,787										
	(F)											
特 別 損 失	(G)											
	(H)											
	(F)-(G)											
特 別 損 失	(I)	1,787	2,382	1,282	1,086	891	684					
	(E)+(H)	1,787	2,025	2,153	2,262	2,351	2,420					
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	(J)	14,384	14,383	14,225	14,107	13,989					
流 入	流 入 計	3,729	3,781	3,688	3,657	3,627	3,591					
	流 入 金	4,959	2,067	4,951	4,951	4,943	4,943					
	うち建設改良費	150	150	150	150	150	150					
流 入	うち一時借入金											
	うち未払金	4,809	2,067	4,801	4,801	4,793	4,793					
	(L)	-23.23	-26.37	-28.31	-29.99	-31.43	-32.67					
流 入	累積欠損金比率 ((L)/(A)-(B))											
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した (L) 額の不足											
	営業収益－受託工事収益 (A)-(B)	7,691	7,680	7,606	7,543	7,480	7,406					
流 入	地方財政法による (L)/(M)×100 資金不足の比率											
	健全化法施行令第16条により算定した (N) 額の不足											
	健全化法施行規則第6条に規定する (O) 額の不足											
流 入	健全化法施行令第17条により算定した (P) 額の不足											
	健全化法第22条により算定した (N)/(P)×100 資金不足率											

(2) 資本的収支(税込)

特定環境保全公共下水道統合後														農集排統合												(単位:千円)	
区分		年度	R2年度 (決算見込)		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度													
資本的収入	1. 企業資本費平準化債	償	146,900	211,600	128,100	127,900	119,500	106,000	85,500	79,500	74,700	70,800	67,700														
	2. 他会計出資金	資本費平準化債	112,000	90,300	72,800	58,700	47,300	38,100	30,700	24,700	19,900	16,000	12,900														
	3. 他会計補助金	資金	67,595	62,504	57,796	55,796	53,796	51,796	49,796	47,796	45,796	43,796	41,796														
	4. 他会計負担金	補助金	2,129	5,000																							
	5. 他会計借入金	借入金																									
資本的支出	6. 国(都道府県)補助金	補助金	27,660	13,910	21,500	35,582	35,517	30,418	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000														
	7. 固定資産売却代金	売却代金																									
	8. 工事負担金	負担金	10,885	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300														
	9. その他(受益者負担金)	負担金																									
	計 (A)	収入	255,169	293,314	207,696	219,578	209,113	188,514	150,596	142,596	135,796	129,896	124,796														
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越さ	繰り越さ																									
	純計 (A)-(B)	支出	255,169	293,314	207,696	219,578	209,113	188,514	150,596	142,596	135,796	129,896	124,796														
	1. 建設改良費	改良費	73,260	125,384	83,434	114,031	116,272	106,074	75,238	75,238	75,238	75,238	75,238														
	2. 汚水流域下水	汚水流域下水	58,336	107,092	63,000	91,163	91,034	80,936	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000														
	職員給与費	職員給与費	14,924	18,292	20,434	22,868	25,238	25,238	25,238	25,238	25,238	25,238	25,238														
資本的支出	2. 企業償還金	償還金	328,639	304,585	290,590	274,917	257,057	250,321	235,702	231,480	220,732	207,858	227,739														
	3. 他会計長期借入返還金	借入返還金																									
	4. 他会計への支出金	支出金																									
	5. その他	その他																									
	計 (D)	支出	401,899	429,969	374,024	388,948	373,329	356,395	310,940	306,718	295,970	283,096	302,977														
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		不足額	146,730	136,655	166,328	169,370	164,216	167,881	160,344	164,122	160,174	153,200	178,181														
補填財源	1. 損益勘定留保資金	留保資金	139,679	138,934	141,325	142,210	143,202	144,326	147,163	146,005	146,456	146,743	146,551														
	2. 利益剰余金処分額	処分額	109,742	112,762	131,236	126,554	118,982	115,825	103,962	97,048	86,936	80,025	79,981														
	3. 繰越工事資金	繰越工事資金																									
	4. その他の他	その他の他	4,930	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,269	6,000	6,000	6,000	6,000														
	計 (F)	財源	254,351	257,696	278,561	274,764	288,184	266,151	257,394	249,053	239,392	232,768	232,532														
補填財源不足額 (E)-(F)		不足額	△ 107,621	△ 121,041	△ 112,233	△ 105,394	△ 103,968	△ 98,270	△ 97,050	△ 84,931	△ 79,218	△ 79,568	△ 54,351														
他会計借入金	企業借入金残高 (G)	借入金残高																									
	企業借入金残高 (H)	借入金残高	3,442,492	3,349,507	3,187,017	3,040,000	2,902,443	2,758,122	2,608,220	2,456,240	2,310,208	2,173,150	2,013,111														
	計	借入金																									
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(E)	不足額																									
	計	借入金																									

○他会計繰入金

区 分		年 度												(単位:千円)		
		R2年度 〔 決 算 〕 見 込														
収益的収支	うち基準内繰入金	168,872	166,852	161,832	111,832	107,832	103,832	99,832	95,832	91,832	87,832	83,832				
	うち基準外繰入金	146,636	145,001	140,939	100,484	97,248	94,011	90,775	87,538	84,302	81,066	77,829				
	資本的収支	22,236	21,851	20,893	11,348	10,584	9,821	9,057	8,294	7,530	6,766	6,003				
資本的収支	うち基準内繰入金	69,724	67,504	57,796	55,796	53,796	51,796	49,796	47,796	45,796	43,796	41,796				
	うち基準外繰入金	11,455	10,667	9,939	9,630	9,321	9,011	8,702	8,393	8,083	7,774					
	合計	58,269	56,837	47,857	46,166	44,475	42,785	41,094	39,403	37,713	36,022	34,332				
		238,596	234,356	219,628	167,628	161,628	155,628	149,628	143,628	137,628	131,628	125,628				

(2) 資本的収支(税込)

農業関係排水事業

(単位:千円)

特選に統合

区分	年度	R2年度 〔決算〕 見込	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1. 企業	うち資本費平準化債											
2. 他会計	出資金											
3. 他会計	補助金				1,537	9,050						
4. 他会計	負担金											
5. 他会計	借入金											
6. 国(都道府県)	補助金											
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金												
9. その他(受益者負担金)												
計	(A)				1,537	9,050						
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)											
純計	(A)-(B)											
1. 建設改良費		2,963		6,210	10,060	9,050						
2. 企業価値還元金		150	150	150	150	150	150					
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計	(D)	3,113	150	6,360	10,210	10,210	150					
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	3,113	150	6,360	8,673	1,160	150					
1. 損益勘定留保資金		1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897					
2. 利益剰余金処分額		10,573	10,111	11,512	6,507	△ 1,006	△ 1,213					
3. 繰越工事資金												
4. その他		269	269	269	269	269	269					
計	(F)	12,739	12,277	13,678	8,673	1,160	953					
補填財源不足額	(E)-(F)	△ 9,626	△ 12,127	△ 7,318			△ 803					
他会計借入金残高	(G)											
企業価値残高	(H)	1,050	900	750	600	450	300					

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	R2年度 〔決算〕 見込	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分		8,128	16,088	8,300	8,300	8,300	8,300					
うち基準内繰入金				8,300								
うち基準外繰入金		8,128	16,088	8,300	8,300	8,300	8,300					
資本的収支分					1,537	9,050						
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金					1,537	9,050						
合	計	8,128	16,088	8,300	9,837	17,350	8,300					

第7章 経営戦略の進捗管理

経営戦略の実施状況については、より実効性の高いものにしていくため、計画(Plan)・実施(Do)・検証(Check)・見直し(Action)の、いわゆる PDCA サイクルにより毎年度進捗管理(モニタリング)を行いながら、おおむね5年程度の期間で直しを行います。また、経営戦略と実績との乖離が著しい場合や県等の上位計画の変更、また、経営戦略の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更になった場合にも見直しを行っていきます。

竜王町下水道事業経営戦略

竜王町上下水道課

所在地：〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

TEL：0748-58-3708 FAX：0748-58-2646

電子メール：jousesui@town.ryuoh.shiga.jp

ホームページ：<http://www.town.ryuoh.shiga.jp/>